議案第59号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を 改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を 踏まえ、保育士等の配置の基準を変更するものです。

【省令等改正の背景】

安心して子どもを預けられる体制整備のため、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等について、保育士等の配置の改善を図る改正が行われました。これにより、子どもの人数に応じて必要となる保育士等の配置の基準が、満3歳児については20対1から15対1に、満4歳以上児については30対1から25対1に変更されました。

【条例改正の内容】

国の基準変更を踏まえ、以下のとおり保育士等の配置の基準を改めます。

- ・満3歳児について、20対1から15対1に変更
- ・満4歳以上児について、30対1から25対1に変更

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

1 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
4 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例